

大町市産後ケア事業のご案内

令和2年10月1日から大町市産後ケア制度に**通所型**が加わり、利用できる期間、日数および料金の一部が改正されました。

産後ケア事業とは

出産後のからだの回復や授乳など、育児に不安や心配などがあるお母さんと赤ちゃんが、施設に宿泊又は通院し、授乳指導や育児相談等が受けられる事業です。

対象者

大町市に住所があり、次のいずれかにあてはまるお母さんとお子さん

- (1) 出産後のからだの回復について不安があり、保健指導が必要な方
- (2) 育児に不安がある方
- (3) 産後の経過に応じた休養などが必要な方
- (4) ご家族などからの育児支援が受けられない方

※注意 医療行為や入院治療が必要な方は、利用できません。



事業の内容

- (1) お母さんのからだの健康管理や生活面の指導
- (2) 乳房の管理
- (3) 沐浴、授乳等育児指導
- (4) その他母子に関する保健指導



利用できる期間と日数

出産後のお母さん又は出生した赤ちゃんが退院後、**120日までの間に7日間**まで。

(特に必要となる状況がある場合は、**入院又は通院それぞれ14日間**まで延長が可能です。)

利用料金(1日あたり)

宿泊型

- 市が負担する額 事業の利用料の8割(概ね24,000円)
- 自己負担額 事業の利用料の2割(概ね6,000円)

通所型

- 市が負担する額 事業の利用料の8割(概ね8,000円)
- 自己負担額 事業の利用料の2割(概ね2,000円)

※住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合は市が全額負担します。

※事業の実施にあたり、費用以外の経費(食事代など)は、利用者の自己負担となります。

※多胎の場合は、料金が加算されます。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

利用できる施設

施設名	住所	連絡先	事業形態
医療法人仁雄会 穂高病院	安曇野市穂高 4634 番地	0263-82-2474	宿泊型
助産院 おりん	北安曇郡池田町大字会 213-1	090-9857-5538	宿泊型・通所型

※『助産院おりん』の通所型については、11月から利用可能

利用方法

利用を希望する方は、利用施設にお問合せ、ご相談のうえ、中央保健センターまでご連絡ください。
申込方法等についてご案内いたします。

※産後ケア事業利用申請書を提出したのち、決定通知書により利用ができます。

※申請書には医師又は助産師の意見が必要です。



お問い合わせ先：大町市中央保健センター

電話 0261-23-4400

Fax 0261-23-4401

E-mail : hokencenter@city.omachi.nagano.jp